平成２３年（フ）第２９３号
大分市徳島２丁目１番10―13号　県営徳島住宅
債務者　古野　　剛
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１３号
大分県別府市大字鶴見2015番地　県営扇山住宅１Ａ－６―116号
債務者　川崎　春吉
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３２３号
大分市六坊北町５番15―１号
債務者　多田　知二
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３３１号
大分市羽屋727番地の１　カーサ豊府102
債務者　荻本　美香
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２４３号
宮崎県児湯郡新富町大字新田7303番地２
債務者　中川　博文
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７０号
宮崎市恒久南３丁目９番地３
債務者　圖師　啓之
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３８号
福島県いわき市錦町須賀112番地の１
債務者　鷺　　育子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第９３号
石川県小松市向本折町ニ30番地１、従前の住所新潟県新発田市中曽根町３丁目７番20号ルミエール・すわのきＣ棟202
債務者　近藤　信幸
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１００号
石川県加賀市山代温泉北部１丁目63番地　第２恵比寿荘20号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉19の４番地16　中川アパート103号室
債務者　藤本しのぶ（旧姓小田原）
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２０４号
福井県坂井市坂井町上関第44号62番地
債務者　友田亜紀恵
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
福井市御幸２丁目22番25号
債務者　吉野　啓子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
福井市若杉４丁目601番地　プラスパー小川
債務者　柿本　佳紀
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
福井県坂井市丸岡町下安田第６号17番地４
債務者　近本　由佳
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
福井市板垣５丁目1102番地　サンパーラ板垣パート２―103、申立時の住所福井市本堂町第45号１番地46
債務者　山口　　歩
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
福井市門前町第５号１番地41　建商４―201
債務者　右高　雅義
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
福井県坂井市坂井町上兵庫第39号３番地６
債務者　田中　裕一
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
福井県越前市八幡１丁目第23号37番地
債務者　水上　博幸
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係